

市議会定例会提出議案（藤沢市教育長の職務に専念する義務の特例その他の勤務条件に関する条例の制定）に同意することについて

次のとおり藤沢市教育長の職務に専念する義務の特例その他の勤務条件に関する条例の制定について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2015年（平成27年）2月4日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

提案する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。